

森林助宛の二通の書簡 — 花山院忠長の津軽滞在をめぐって —

本田 伸

森林助（一八八〇〜一九三五）は、陸奥史談会を立ち上げるなど、津軽地方史の掘り起こしに功績を挙げた人物である。長らく弘前中学校で教鞭を執り、棟方悌二・中里忠香・中道等らとともに、大正十五年（一九二六）の『青森縣史』（青森県教育委員会編、全八巻）編纂に関わった。『山鹿素行と津軽信政』『津軽弘前城史』など多くの著作があり、平賀町（現平川市）の葛西覽造をはじめ、多くの後継者を育成した。

今回紹介する書簡二通はいずれも、森林助が発した質問に応える回答として書かれたものである。内容から推して質問は、慶長十三〜十四年（一六〇八〜〇九）の「猪熊事件」に関わった左近衛権少将花山院忠長（一五八八〜一六六二）の、津軽での動向に関するものだったようだ。

江戸時代初期の大醜聞として知られる「猪熊事件」では、中心人物の猪熊教利が死罪となり、忠長は流罪に処された。『大日本史料』を見ると、忠長の配所は「蝦夷」になっているが（史料1〜4）、『史料綜覧』では「陸奥津軽」となっている（史料5）。忠長が「津軽」から京都に帰ったことは下沢保躬「津軽旧記類」に記されており（史料7）、その根拠となった忠長赦免の老中奉書が「津軽家文書」（弘前市立図書館弘前図書館蔵）に現存する（TK二二五・三五）。奉書の日付も内容も

『史料綜覧』のそれと一致している。

『青森縣史』第一巻では、寛永十三年（一六三六）八月のこととして「花山院忠長赦サレテ上洛ス」の網文を立て、史料6・史料7を引用している。史料6は年代が合わないが、津軽の史書に収録された記事として参考にする意味があつたのだろうか。

蝦夷地における忠長の動向については、「福山秘府」年歴部卷之三に関係記事がある。その年次を整理してみると、

慶長十四年七月 蝦夷地配流が決定。

十一月十日 蝦夷地に出発。

慶長十五年三月一日 蝦夷地上ノ国に到着。花沢館に入る。

五月 松前慶広により満（万）福寺に移る。

慶長十七年四月 梅見の宴で和歌二首を詠む。

慶長十九年五月二十八日 勅許により平安（京都）に帰る。

となる。しかし前述のように、実際は京都には帰らず、津軽に流刑地替となつたのである。詳細は「松前町史」通説編第一巻の解説などを参照していただきたい。

なお、『青森縣史』第一巻では、慶長十四年七月のこととして「花山

院四位少将忠長罪アリ、蝦夷ガ島ニ配流セラレ此年津輕ニ来ル」と綱文を立てているが、これは史料8の記事によつたものと考えられる。「福山秘府」の記事とは年代的に整合しておらず、何らかの錯誤があつたと認めざるを得ない。

以上の点を踏まえた上で、個々の書簡について検討してみたい。

書簡「一」は、深浦町円覚寺の住職海浦義観（一八五五—一九二二）の著書『深浦沿革誌』を読んで質問を寄せてきた森林助に対し、義観が回答したものである。

義観は、日本初の修験道概説書『修験安心義鈔』（明治三十一—一八九八年）を著した人で、篤学博識を謳われた名僧である。柳田国男とも交流があり、紀行文『海南小記』（『柳田国男集』第十一卷所収）の中で「一宗の事相は涸底を極めた篤信の聖」と称えられた。信徒から毛髪を集めて三十三観音の刺繍を作成し、詩歌に親しむ深浦学会を創設するなど、布教はもちろん、社会教育事業でも功績を挙げた。なお、義観の事跡については『修験研究』二—「海浦僧正追想号」（大正十一年）に詳しい。

『深浦沿革誌』は明治三十一年に刊行された。忠長については（慶長）十四年三月、花山院藤原忠長罪ありて配流せられ。此地に居ること久し。」と、わずかに二行の記事しかない。それだけに、

- ・ 僻地配流の件御尋ニ候得共、確たる記録無之、
- ・ 一年居るや二年居るや委しく相分り不申候、
- ・ 十四年配流、十九年五月帰京せらると或書ニあれば何年頃ニ候哉、

確と相分り不申候、

という義観の回答は、伝説や憶測に頼らぬという態度が貫かれています。清々しい。特に「古俗説ニハ公卿・殿上人の物品・筆跡ハ火難除・疫病除と唱ひて秘蔵する迷信的あれば、財産家の手ニ落つ、中々甚ク史学研究上遺憾之至ニ奉存候」という部分は重要だ。俗説では、高貴な身分の人の持物や書跡には厄除けの効能があるとの迷信があり、それゆえに好事家が秘蔵する傾向が見られ、結果として史学研究の発展を妨げているのは残念だ、という指摘は、文化財の保存管理と研究利用のバランスという現代の学際的課題に通ずるものがある。

この書簡からは、円覚寺が多くの旅行者を受け入れていた様子も浮かび上がってくる。江差で松浦武四郎と交流した頼三樹三郎が能代へ行く途中に立ち寄つたこと、その武四郎もかつて円覚寺に宿泊したこと、「東北風談」を著した薩摩人肝付兼行の父肝付兼任が一月も滞在したこと、平尾信種のように一年余も逗留した例があつたことなどが記されている。日本海交易によって物・人・文化を受け入れてきた西浜地域を、交流の視点から見つめ直すための格好の材料と言えるだろう。

書簡「二」は、弘前出身の歴史家外崎寛（一八五九—一九三二）から、森林助の質問に対する回答である。

弘前藩の儒学者工藤他山を父とする外崎は、東奥義塾を卒業後、母校などの教壇に立った。明治二十五年（一八九二）に「津輕古図書保存会」を設立し、多くの史書を散逸の危機から救つたのは、最大の功績である。のち東京に出て文部省維新資料取調員となり、宮内省に移つて

「殉難録稿」「陵墓志」を編集した。森鷗外が『渋江抽齋』（大正五年）を執筆するため津軽の歴史を調べた際、外崎が多くの知見を提供しており、その経緯は同書に詳しく記されている。

津軽に移った忠長は、初めは黒石に、次は高屋村に、最後は弘前本町に居を構えたという（史料8）。ここに出てくる「高屋村」とは、旧岩木町高屋（現弘前市岩木）のことである。正保二年（一六四五）の郷帳には村高六一二石余、貞享四年（一六八七）の検地帳には七〇六石余とあり、比較的裕福な土地柄ということができる。

津軽家の出自・系譜において、近衛家との関係は重要である。幕府が『寛永諸家系図伝』を編集した際、津軽氏は藩祖津軽為信から二代前の大浦政信を津軽氏初代とする系図を提出した。その中で政信は関白近衛忠通の猶子であるとされ、津軽氏はこれを理由に藤原姓を名のるが、幕府に疑問を持たれた。そこで寛永十八年（一六四一）三月、弘前藩三代藩主津軽信義は近衛家に書状を送り、津軽氏が藤原姓であることの保証を求めた（「津軽家文書」）。近衛信尋は同年四月、津軽氏の系図は近衛前久の筆跡であり、政信が尚通の猶子であることは間違いないと、自身の花押を据えた返書を出した。

近衛信尹の日記『三藐院記』の記事などから、津軽氏が近衛家に接近したのは慶長年間と見て良い。その時点の関白は信尹の父前久であることから、津軽氏はこの時期に系図を近衛家から申し受けていた可能性が高い。津軽氏の藤原姓についてはその後も何度か疑義を挟まれたが、幕府が『寛政重修諸家譜』を編集した際、弘前藩第九代藩主寧親が「尚通公猶子」を「尚通公庶子」と改めると申し出たことで、幕府はようやく

了解した（津軽家と近衛家の関係については、長谷川成一『弘前藩』／吉川弘文館／二〇〇四）などを参照のこと。

近衛篤鷹（一八六三〜一九〇四）が高屋村を訪れたのは、こうした津軽家と近衛家の縁を顧みて、純粹に好奇心を持ったからだろう。それにも拘わらず外崎が「近衛尚通公の配流の事ハ断して無之ト信入居候、右ハ近衛家所蔵の政家公記・尚通公記ニテ明瞭ニテ候」とまで言い切ったことは、全く学問的自信の現れと評する他はない。取りようによっては、津軽家の主張を根底から覆しかねないからである。

二通の書簡には年記がないが、内容から見るとほぼ同じ時期のものと思われる。『深浦沿革誌』の刊行年、海浦義観の死去年、森林助の弘前中学校奉職の年、などを勘案して、明治四十二年（一九〇九）から大正十年（一九二一）の間の「十月」に書かれたものと考えられる。

近世の北奥大名はかなりの数の流人を受け入れており、弘前藩の場合、国書改竄事件の柳川調興（対馬藩家老）や、相良清兵衛騒動の相良頼兄（肥後国人吉藩）、そして、この外崎の書簡にも名前が挙がっている紫衣事件の東源慧等（妙心寺）などがよく知られている。また、遠流に処せられた近畿地方のキリシタンが津軽領内に村を作っていた様子は「カルワリーユの旅行記」などに見えるところだ。しかし視点を近世以前に移すと、貴人（高貴な身分の者）が戦乱などを理由に各地を流浪する話は枚挙に暇がなく、その多くは確かな史資料による学問的検証が成されないまま、地域の伝説として語られて行く傾向が強い。その点でこの二通の書簡には、範とすべき学問的な誠実さが見られると思うのである。

なお、この書簡二通は、古書店で売りに出されていた古文書類を栃木県在住の個人の方が買い受けた、その中に含まれていたものである。現所蔵者から一報があり、本年三月、青森県史編さん近世部会による調査が実現した。史料群全体の内容や関係する人名から見て、元は弘前市の蒐集家が持っていたものと思われるが、現在、そのコレクションの多くは地元から流出している。散逸した文化財がこのようなかたちで世に現れたのは、海浦義観の嘆息を地で行くものと言えなくもない。

最後に、調査に御協力いただいた富田裕氏及び関係各位に対し、紙面を借りて感謝申し上げます。

「一」海浦義観書簡 森林助宛

(封書ウツ)

「一」西津軽郡深浦村

円覚寺

海浦義観

貴翰拜見仕候処、歴史御担任にて数年花山院少将の遺蹟御研究被成候由、為史学歎喜感謝之至ニ不堪候、然ニ拙著沿革誌御覽、僻地配流の件御尋ニ候得共、確たる記録無之、伝説ニハ町奉行所の地ハ小山内長助へ、又ハ小山内匠ともいふ一館にて、右ニ謫居せりといふ、一年居るや二年居るや委しく相分り不申候、十四年配流、十九年五月帰京せらるると或書ニあれバ何年頃ニ候哉、確と相分り不申候、謫居中ハ或各地ニ寓居候杯と考られ候、其故ハ北海道松山郡上の国、福山の古館・大館ニも謫居すると彼地の伝説なり、然れば彼地へ遊覧ニ参り候際当地方ニ居り参り候哉、

一考すべき処と愚考致候、遺物・遺墨も今ハ無之候、当地ハ漁村にて、古来大略松前・福山・江差・函館ニ出稼いたし候へハ、遺物・遺墨あるも持参・売却の事多し、古俗説ニハ公卿・殿上人の物品・筆跡ハ火難除・疫病除と唱ひて秘蔵する迷信的あれば、財産家の手ニ落つ、中々甚タ史学研究上遺憾之至ニ奉存候、近世の頼三樹先生、松前返り拙寺へ宿泊、秋田能代へ出て能代寺へ宿泊、同寺ニ拙寺より頼先生持参の手紙あり候由なるも、拙寺ニハ遺墨一葉も無之候、頼先生江差ニ於て松浦多氣四郎氏と一夜百詩百印いたし、雅談の松浦氏も宿泊、同氏彫刻の印二つ遺り居り候、是ハ松前渡海前後相分り不申、肝付兼行の父海門先生肝付兼任も渡海以前一月ほど寄寓、本居宣長門人平尾信種氏も一年余居り候も、遺墨ハ残り居り不申、右等を以て考ふれば、花山院少将の遺品無之ハ至当と思ふ外無之、残念之事ニ候、寛政六年、紫号大徳寺僧臘の件にて、沢庵ハ羽州上の山ニ、玉室ハ棚倉ニ、妙心寺派の単伝ハ由利ニ、近世桃原ハ津軽ニ配謫せられたる事あり、然ニ桃原ハ津軽何村ニ居り候哉、一向判明不致、若しや御研究・御調査の序ニ御見当りニ相成候節ハ御教示を蒙り度被願候、上の山・棚倉・由利等ニハ配流僧の化巻談残り居り候も、当地方ニハ桃原の布教談等一切聞入り不申候、他より質問有之、不穿鑿閉口致し候、先づ貴殿迄、勿々敬具、

十月一日

海浦義観

弘前中学校教諭

森林助殿

侍史

〔二〕外崎覚書簡 森林助宛

(封書ウラ)

封

(後欠)

拝誦、小生多事の際ニ付大要御答申上候、

花山院忠長公事蹟御調査、同伴ハ御承知の通り猪熊関係にて、宮女一件ニは余り面白からざるもの等有之、津軽人にてハ其原因事実等ハ余り知る人無之御座有之、高屋村の件ハ、慥ニ同公ハ居住せられ候趣ハ旧記ニ有之候へ共、無幾の屋敷の事ニや判然不申候へ共、近衛尚通公の配流の事ハ断して無之ト信入居候、右ハ近衛家所蔵の政家公記・尚通公記ニて明瞭ニて候、

先年、篤鷹公御出の節ハ小生御同道ニて旧来の伝説御話申上候処、御立寄被成候事ニて候、

忠長公ハ赦免ニて江戸へ御帰り、それより帰参被成候事ニ奉存候、御女一人有之、弘前の池田義へ縁付候、私記臆致し居候へ共判然不申、

近衛篤鷹公の高屋行ハ、花山院ニハ何も御関係ハ無之候、又古之地図などハ所持ハ無之候、小生ハ始終御同行仕候而親しく御説明申上候、

忠長公の歌并書簡ハ多少残り居候もの有之、地方御調査被成度、それより津軽地方ニて研究を要すへきものハ、金光上人、日持上人、

錢屋五兵衛

遺址

安東家

事蹟

東源和尚

の事

大石瀬左衛門

同 無人

右、記憶の俣乱筆記載、御答致し候、草々、

十月九日

外崎

森殿

史料1『大日本史料』第十二編六 慶長十四年(一六〇九)七月四日条綱文
是より先き、典侍広橋氏、権典侍中院氏、掌侍水無瀬氏、唐橋氏、命婦讚岐等と、烏丸光広、大炊御門頼国、花山院忠長、飛鳥井雅賢、難波宗勝、徳大寺実久、中御門「松木」宗信等姦淫の事露る、是日勅して広橋氏以下を、各、其家に鋤し、光広以下の官位を停む、

史料2『大日本史料』第十二編六 慶長十四年(一六〇九)十一月七日条綱文

家康、叡旨を奉じ、花山院忠長を蝦夷に、飛鳥井雅賢を隠岐に、大炊御門頼国、中御門「松木」宗信を薩摩に、難波宗勝を伊豆に流し、烏丸光広、徳大寺実久の罪を宥す、

史料3『大日本史料』第十二編十一 慶長十四年(一六〇九)十一月七日条綱文

家康、花山院忠長等を流す条、

史料4『大日本史料』第十二編四八 元和八年(一六二二)八月二十三日条綱文

前左権少将花山院忠長の子大丸「定逸」をして、祖父前右大臣同定熙の

子と為し、別に一家を興し、野宮と称せしめ、従五位上に叙し、兵部大輔に任じ、禁色・昇殿を聴す、

史料5 『史料綜覧』第十二編九一七 寛永十三年（一六三六）七月二十六日 条綱文

家光、上皇の命に依り、前左近衛権少将花山院忠長の罪を免し、配所陸奥津軽より之を召還す、

史料6 「工藤家記」(『青森縣史』第一卷所収)

寛永八年辛未年、花山院藤原忠長卿御赦免にて御帰洛なり、此時奈良岡十左衛門・二本柳孫左衛門、付添登被仰付上京、

史料7 「津軽旧記類」(『青森縣史』第一卷所収)

寛永十三年七月公儀御老中より御奉書、

一筆申入候、花山院少将事被成御赦免候之間、被得其意帰路候様、尤候、恐々謹言、

七月廿六日

津軽土佐守殿

初黒石ニ御住居、其後高屋村へ御移り、後弘前本町五丁目ニモ被成御座候、御名静屋ト御改被遊候、是花山院前左大臣定熙公ノ御嫡子トイフ、御配流中御筋目ノ方ヲ被進御一子出生、後召出テ佐々木某トイフ、御女子一人ハ池田左大夫内室、後年父子共上京、

(ほんだ・しん 青森県立郷土館主任研究主査)

(読点は筆者による)

阿部豊後守忠秋判

堀田加賀守正成判

松平伊豆守信綱判

酒井讃岐守忠勝判

土井大炊頭利勝判

史料8 「津軽旧記類」(『青森縣史』第一卷所収)

慶長十四年、花山院四位少将藤原忠長卿上下五人、御国へ配流ニテ御下着、